

石川県警察本部訓令第3号

石川県警察の保護取扱いに関する訓令を次のように定める。

令和6年2月22日

石川県警察本部長 細田 正

石川県警察の保護取扱いに関する訓令

保護取扱規程（昭和36年石川県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 保護（第4条－第13条）

第3章 保護室（第14条・第15条）

第4章 保護カード（第17条）

第5章 通報等（第18条－第20条）

第6章 雑則（第21条－第24条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の取扱いに関し必要な細部事項を定めるものとする。

（保護についての心構え）

第2条 警察官は、自ら発見し、又は通報・届出された者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その保護に当たっては、誠意をもって個人の基本的な人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

（保護の責任）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護について全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、被保護者の保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等、保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁した場合又は不在の場合は、当直主任又は署長の指定した者が、保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

第2章 保護

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は通報・届出された者が保護を要する者であると認めた場合は、取りあえず必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置を執った場合において、その者の家族等への通知等の措置が必要と認めるときは、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

(保護の場所についての指示等)

第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等、保護のための必要な措置を講じなければならない。

(1) 精神錯乱者

最寄りの精神科病院又は保護室

(2) 泥酔者及び酩酊者

保護室

(3) 迷い子及び迷い人

相談室、交番又は駐在所

(4) 病人及び負傷者

最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合は、相談室又は保護室）

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者

相談室又は保護室

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目に立たないようにする等、被保護者が不利益を被ることがないように配慮すること。

(被保護者の住所等の確認等)

第6条 被保護者を家族等に通知して、その引取方について必要な手配に当たり、被保護者がその氏名及び住所又は居所を申し立てることができない、又は申し立てても確認することができない場合であって、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、保護主任者は、第5条第1項の保護の場所で、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その氏名及び住所又は居所を確認するための措置を執ることを妨げないものとする。

(事故の防止)

第7条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災等、自己又

は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならない。

(危害防止の措置及び戒具の使用)

第8条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が暴行、自殺等、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため、他に方法がないと認められるときは、警察官は真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることを妨げないものとする。この場合において、緊急を要する事態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けるものとする。

2 前項の手段を行使するに当たって、他に適切な方法がないと認められるときは、警察官が手錠、保護具等の行動を抑止する用具（以下「戒具」という。）を使用することを妨げないものとする。

3 警察官は、前項の規定により被保護者に戒具を使用する場合は、保護主任者の指揮を受けなければならない。ただし、緊急を要する状態にあつて保護主任者の指揮を受けるいとまのないときは、当該戒具を使用した後、速やかに、その状況を保護主任者に報告するものとする。

(危険物等の保管)

第9条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第7条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、その危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行わなければならない。

2 前項の措置を執る場合においては、被保護者に所持させていると紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じて、保管するものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所で立会人を置いて行うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物、現金、貴重品等は、その品名、数量及び保管責任者を第17条に規定する保護カードに記載して、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されている物を除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は単独で保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、その関係機関に引き継ぐものとする。

(保護室における危害防止の特別措置)

第10条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室で保護する場合において、被保護者に自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、真にやむを得ないと認められるときは、警察官は、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないように掛けがね等を使用することを妨げないものとする。

(異常を発見した場合の措置)

第11条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

- 2 署長は、被保護者について死亡その他重大な事故があったときは、直ちにその状況を警察本部長に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にもあわせて通知するものとする。

(被保護者の家族等に対する引渡し及び解除)

第12条 保護主任者は警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項に該当する被保護者の氏名及び住所又は居所が判明した場合は、速やかにその被保護者を家族等に引き渡し、引受人のない場合であっても保護の必要がなくなったと認めるに至ったときは、直ちにその保護を解かなければならない。

(関係機関への引継ぎ)

第13条 保護主任者は、被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、速やかに次の各号の定めるところにより、措置しなければならない。

- (1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関である知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前号に掲げる場合にあっては、同法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

第3章 保護室

(保護室の設置)

第14条 警察署には、被保護者を安全に保護することができる設備を備えた保護室を設置するものとする。

- 2 署長は、保護室の整備及び保健衛生について、維持管理の適正を期するものとする。
- 3 被保護者を保護室に収容した場合には、保護主任者は、被保護者の言語、態度及び状況を総合的に判断し、所要の警察官を指定して、保護に当たらせるも

のとする。

(保護室の構造設備等の基準)

第15条 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 留置施設と別個に設けること。
- (2) 一室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。
- (3) 道路その他外部から見通すことができない構造とすること。
- (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
- (5) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。

2 警察施設には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

(保護室に関する特例措置)

第16条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察施設内の相談室、少年補導室等被保護者を収容するのに相当と認められる施設を保護室に代用することができる。

第4章 保護カード

(保護カード)

第17条 保護主任者は、被保護者について、次の各号に掲げる事項等を記載した保護カードを作成し、保護の内容を明らかにしておくものとする。

- (1) 被保護者の氏名、年齢及び住居
- (2) 被保護者を発見した日時、場所、端緒及び発見時の状況
- (3) 保護の期間、場所及び保護を必要と認めた理由
- (4) 保管物品の授受に関する状況
- (5) 被保護者の身体、衣服等の異常・損傷の状況
- (6) 引渡し、引継ぎ、解除等の状況

第5章 通報等

(県知事等への通報)

第18条 被保護者が精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められたときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第23条の規定により、直ちに、その旨を最寄りの保健所長を経て県知事に通報しなければならない。

2 被保護者がアルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者であると認められたときは、酩酊者規制法第7条の規定により、速やかに、最寄りの保健所長に通報しなければならない。

(裁判官への許可状の請求)

第19条 被保護者を24時間をこえて引き続き保護する場合は、警職法第3条第3

項の規定により裁判官に許可状を請求し、発布を受けなければならない。

(簡易裁判所への通知)

第20条 警職法第3条第5項及び酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜から土曜日までの間における保護取扱いについて行うものとする。

第6章 雑則

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第21条 保護主任者は、被保護者が少年であって少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第6号の非行少年又は同条第7号の不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、同規則に定めるところにより、補導等の措置を講じるものとする。

2 署長は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

(被保護者と犯罪の捜査等)

第22条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則第2条第4号の触法少年若しくは同条第5号のぐ犯少年であることが判明するに至った場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠保全上、真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかになった場合においても同様とする。

(各種法令の規定による一時保護、連れ戻し等)

第23条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため又は同行・引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行・引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項、同法第90条第5項、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項及び同法第79条第5項の規定により、少年院又は少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合
- (5) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により、保護観察対象者を引致状により引致する場合

- (6) 精神保健福祉法第39条第2項の規定により、精神科病院から無断で退去し、その行方が不明になったものを保護する場合
 - (7) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第75条第2項の規定により、裁判所から所在調査の依頼があった者を保護する場合及び同法第99条第4項の規定により、指定入院医療機関からの無断退去者を保護する場合
- 2 前項の場合においては、第3条、第7条から第11条まで、第14条第3項、第16条及び第17条の規定を準用するものとする。

（その他）

第24条 この訓令に定めるもののほか、保護取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。